

社会福祉法人が地域から期待される 「更なる取組」について

1. 「公益性」について

社会福祉法人の基本的性格

公益性・非営利性

- 社会福祉法人は、その沿革から、学校法人、宗教法人等と同様に旧民法34条に基づく公益法人から発展した特別法人。
- 公益法人(社団法人、財団法人)は、①公益に関する事業を行うこと(「公益性」)、②営利を目的としないこと(「非営利性」)、③主務官庁の許可を得ることという基本的な要件があり、「公益性」とは「不特定多数の利益」を、「非営利性」とは「事業から生ずる利益を構成員に帰属させないこと」を意味すると解されていた。(旧民法34条)
※ 平成18年の公益法人制度改革によって、公益法人の要件は、①公益目的事業を行っていること②認定基準に適合していること③欠格事由に該当しないことについて、行政庁の認定を受けたものとなっている。
- 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的とし(公益性)(法22条)、残余財産は社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者に(最終的には国庫に)帰属しなければならない(非営利性)(法47条、31条3項)。このような残余財産の帰属方法から、法人設立時の寄附者の持ち分は認められない。

純粋性・公共性

- 旧社会福祉事業法制定前の民間社会福祉事業は、個人や任意団体、民法法人によって経営されていたが、これらは、財政的窮乏から、社会福祉事業よりも収益事業の経営を行い、それが常態であるかのような印象を与えるものがあり、種々の弊害を生じ、社会的信用の失墜を招く等の問題点があったため、旧社会福祉事業法では、資産要件、組織運営のあり方、収益事業の取扱い、残余財産の取扱い、所轄庁の規制監督等の点において、民法の公益法人に関する規定よりも厳格な内容を定め、これらの規定に適合する者を社会福祉法人として国が認可することにより、社会福祉事業の純粋性や公共性の度合いを保とうとした。
- なお、この点については、社会福祉法人制度創設の直接の目的は、シャープ税制により1950(昭和25)年度から公益法人の収益事業にも課税されることになったため、それを回避して非課税・課税優遇を獲得するためだったとの指摘がある。現に、社会福祉法人については、法人税、固定資産税、寄附税制等について税制上の優遇措置が講じられた。

「公の支配」との関係

- 憲法第89条において、「公金その他の公の財産」は、「公の支配に属しない」「慈善又は博愛の事業」に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならないとしている。このため、「公の支配」として、社会福祉法では、補助金等の助成を受けた社会福祉法人は、一般的な監督(法56条、既述)に加え、不適当な予算の変更勧告及び措置命令を前置しない役員解職勧告等の監督に服することとされている(法58条2項)。

公的責任の原則

- 国および地方公共団体は、法律に定められた責任を民間社会福祉事業経営者に転嫁しないこと、民間事業者の自主性を尊重し不当な関与を行わないこと、民間事業者側も不当に国等に財政的管理的援助を仰がないこととされると同時に、国等の事業を民間の社会福祉事業の経営者に委託することはこの原則に反しないこととされている。(旧社会福祉事業法第5条(現法61条))
- 実際には、公的責任の原則は維持しつつ、民間の社会福祉事業経営者に事業を実施させる仕組み＝措置にお墨付きを与えるものとなった。

注1)「社会福祉法人経営の現状と課題」報告書(社会福祉法人経営研究会、平成18年8月11日)をもとに事務局において作成。

注2)「法」:社会福祉法(昭和26年法律第45号)

公益社団法人及び公益財団法人における公益認定の要件

①公益目的事業を行っていること

学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であつて、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものであること。

別表（第二条関係）

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 六 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 八 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 十一 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業

- 十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- 十七 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 二十一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

②認定基準(18項目)に適合していること

主なものは次のとおり。

- イ 公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- ロ 社員や理事などの法人関係者などに「特別の利益」を与えないこと
- ハ 公益目的事業に係る収入の額が、その事業に必要な適正な費用を補う額を超えないこと。
- ニ 公益目的事業費率が100分の50以上であること
- ホ 遊休財産額が1年分の公益事業費相当額を超えないこと

- ヘ 各理事について、理事及びその配偶者又はその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること。（監事についても同様）
- ト 清算する場合に、残余財産を類似の事業を目的とする他の公益法人等又は国若しくは地方公共団体に帰属させる旨を定款で定めているものであることなど

※「特別の利益」：利益を与える個人又は団体の選定や利益の規模が、事業の内容や実施方法等具体的事情に即し、社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇（公益認定等ガイドラインI 3.より）。

③欠格事由に該当しないこと

主なものは次のとおり。

- イ 理事、監事、評議員のうちに一定の要件（公益認定を取り消された公益法人の業務を行う理事であつて、取り消しから5年を経過していないなど）に該当するものがあるもの

- ロ 定款又は事業計画の内容が法令や行政機関の処分違反しているもの
- ハ 事業を行うに当たり法令上必要な行政機関の許認可などを受けることができないもの など

一般社団法人及び一般財団法人における非営利型法人の要件

一般社団法人及び一般財団法人のうち、以下の1又は2の要件をすべて満たした法人に限っては、収益事業以外から得た所得について、法人税が非課税となる。

1. 非営利が徹底された法人（法人税法第2条第9号の2イ）

- (1) 剰余金の分配を行わないことを定款に定めていること。
- (2) 解散したときは、残余財産を国や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めていること。
- (3) 上記1及び2の定款の定め違反する行為(上記1、2及び下記4の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含みます。)をしたことがないこと。
- (4) 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること。

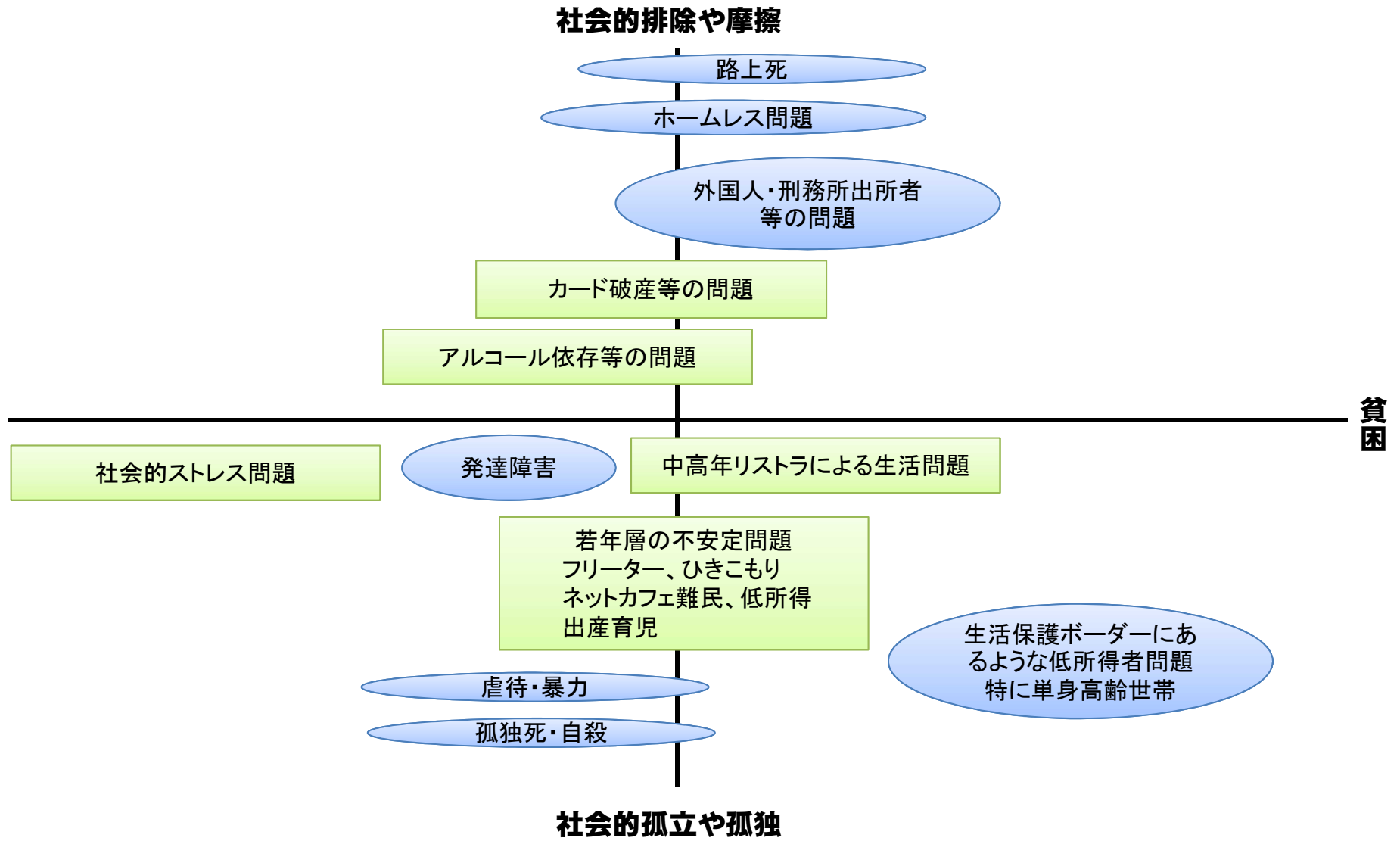
2. 共益的活動を目的とする法人（法人税法第2条第9号の2ロ）

- (1) 社員(会員)に共通する利益を図る活動を行うことを目的としていること。
- (2) 定款等に会費の定めがあること。
- (3) 主たる事業として収益事業を行っていないこと。
- (4) 定款に特定の個人又は団体に剰余金の分配を行うことを定めていないこと。
- (5) 解散したときに、その残余財産を特定の個人又は団体に帰属させることを定款に定めていないこと。
- (6) 上記1から5まで及び下記7の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えたことがないこと。
- (7) 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること。

2. 「更なる取組」のイメージ

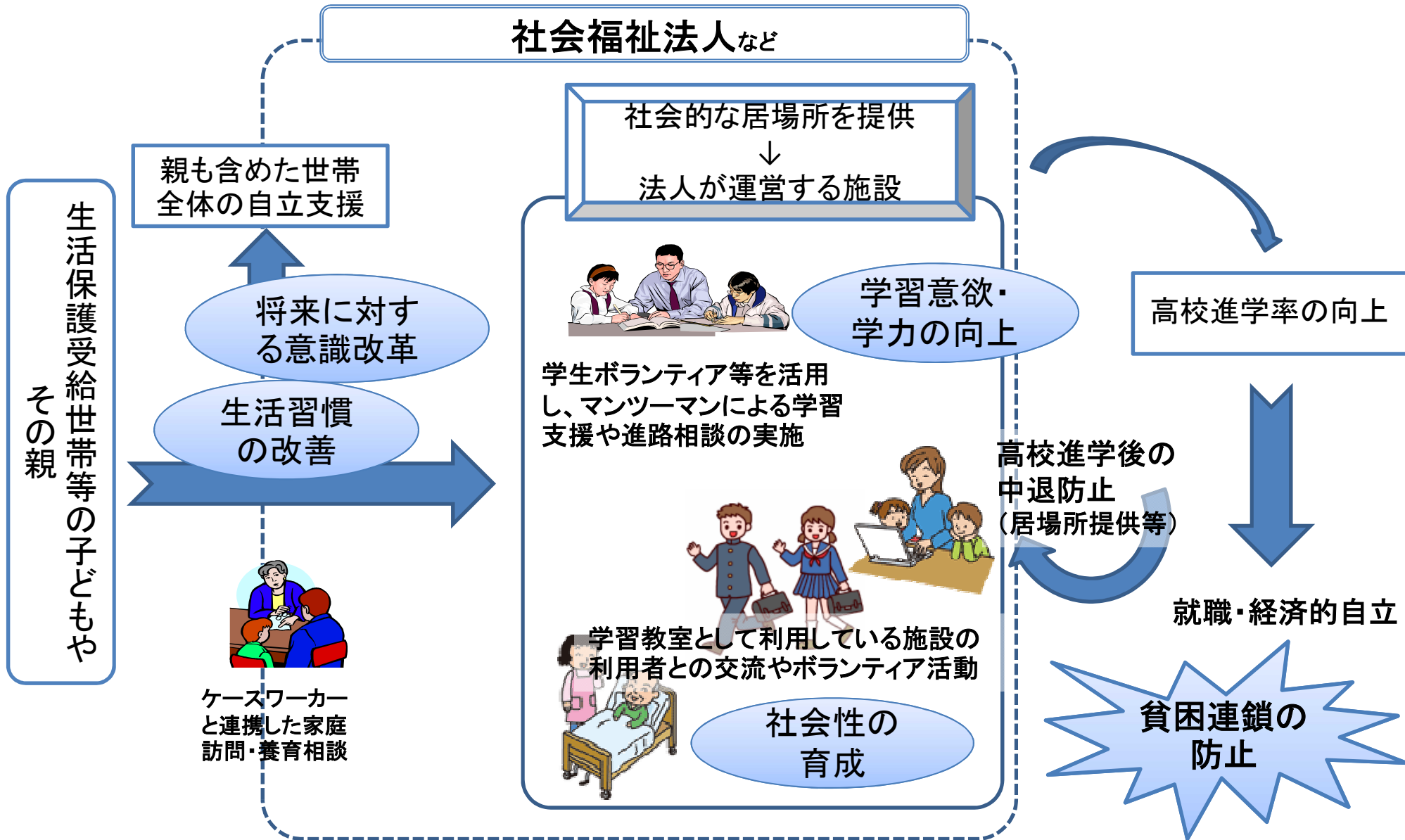
社会福祉が対象とすべき今日的諸問題（ニーズ）

心身の障害・不安

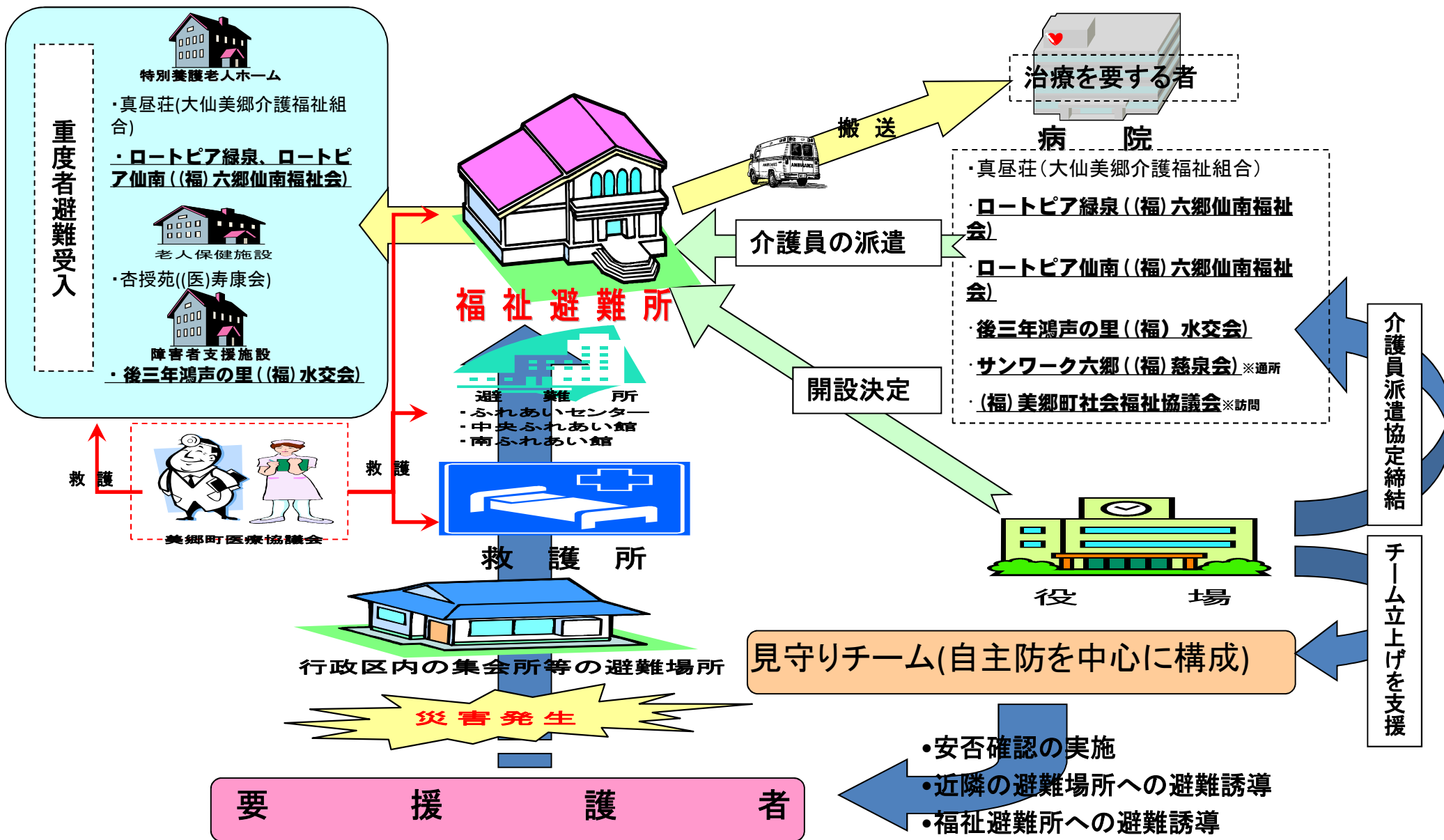


※「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書(平成12年12月8日)をもとに事務局で作成。
※横軸は社会生活での顕在化の形態により、縦軸は個人を取り巻く社会との関係性により示したもの。
※社会的排除や孤立の強い者ほど制度からも漏れやすく、福祉的支援が緊急に必要。

①生活保護世帯の子どもへの教育支援の取組事例(埼玉県と県老施協との協働事業)

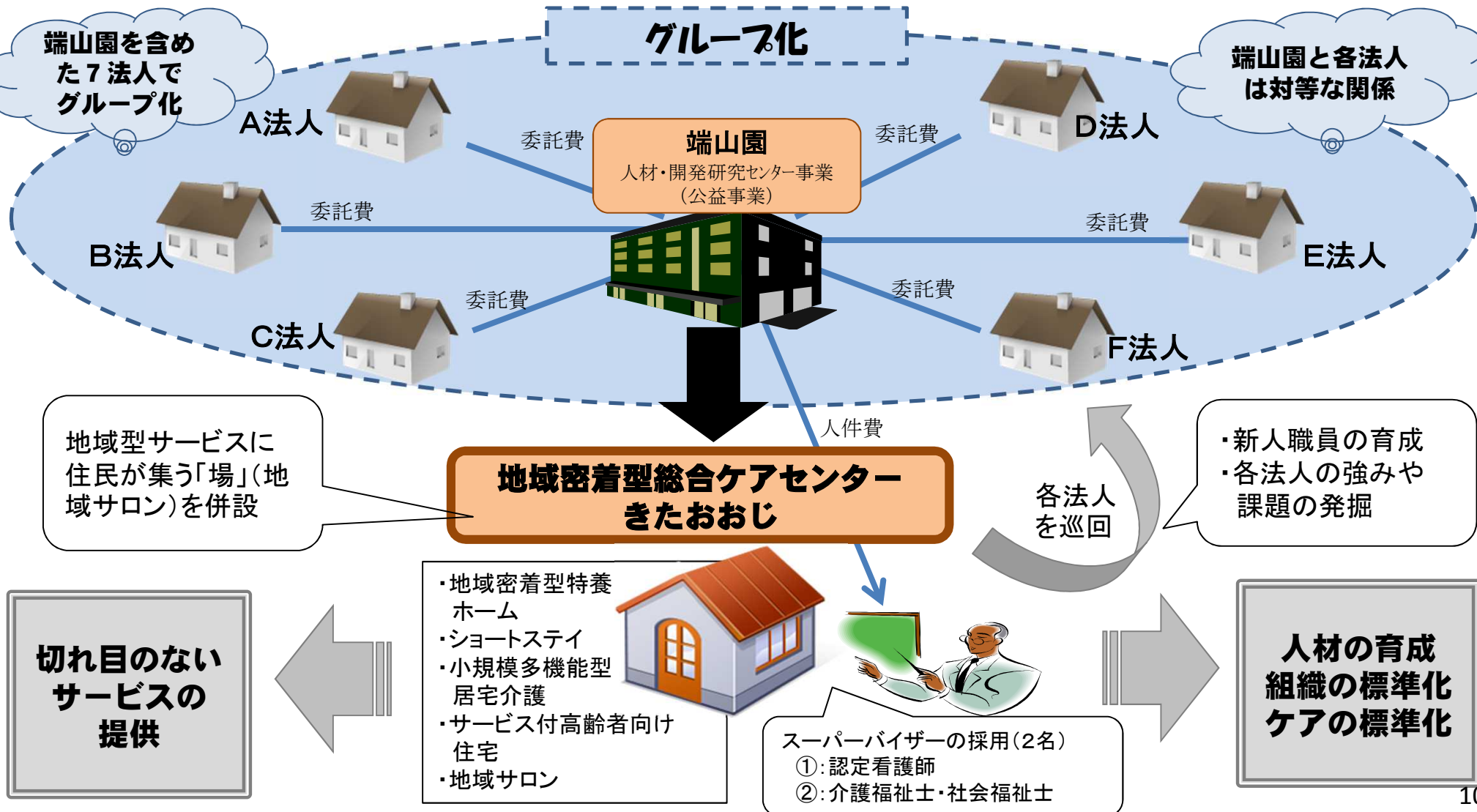


②災害時要援護者対応に係る社会福祉法人の取組事例(秋田県美郷町)



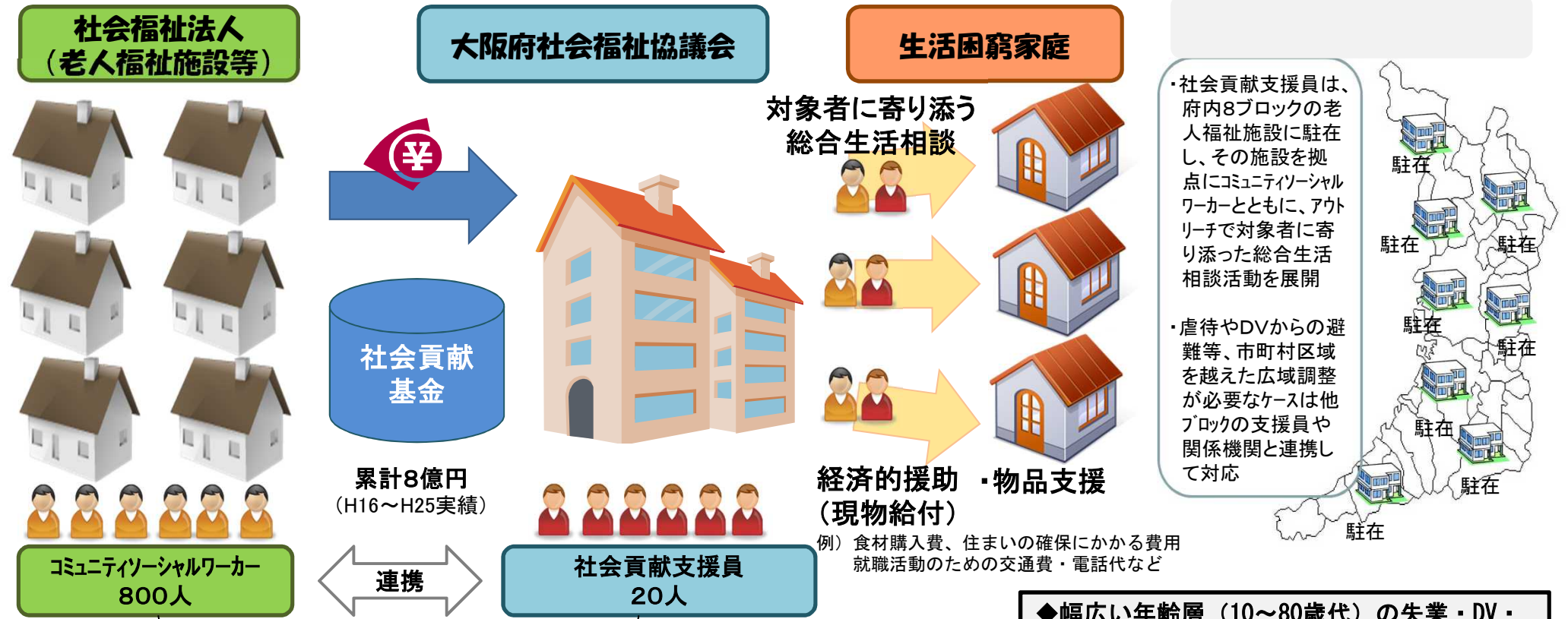
③複数の法人からの拠出金による人材育成の取組事例(京都府:(福)端山園)

- 社会福祉法人端山園(京都府)を中心として、複数の社会福祉法人が連携し、「地域密着型総合ケアセンターきたおおじ」を開設。
- きたおおじでは、地域密着型特養ホームなどとともに、地域の人々が集う「場」である地域サロンを併設するとともに、共同でスーパーバイザーを確保し、人材育成や組織の標準化を図る。



④制度の狭間の生活困窮者に対する複数の法人による相談支援等の取組事例 (大阪府社会福祉協議会)

- 大阪府社会福祉協議会・老人施設部会が生活困窮者を対象に「社会貢献事業(生活困窮者レスキュー事業)」を実施(H16～)
- 各老人福祉施設に配置されたコミュニティソーシャルワーカーと大阪府社協に配置された社会貢献支援員が連携し、ワンストップ、アウトリーチによる生活困窮者に寄り添った総合生活相談と緊急時の食材購入など現物給付による支援を実施。
- 大阪府社会福祉協議会保育部会では、保育園に「地域貢献支援員(スマイルサポーター)」を配置して総合相談に対応しており、老人福祉施設や保育園だけでなく、大阪府内全ての社会福祉法人(施設種別)による事業展開に向けて準備をすすめている。
- 平成25年度から神奈川県でも同様の事業がスタート。関東圏をはじめ全国各地へとひろがっている。



～生活困窮者に寄り添い、制度の狭間を埋め、既存の制度につなぐ～

- 対象者に寄り添う総合生活相談(既存制度へのつなぎ、自立支援)
- 緊急的な経済援助(概ね10万円を限度とした食材支援等の現物給付)
- 地域住民からの寄付物品(生活家電・日用品等)を活用した物品支援

実績(H16～25)

- 30,000件以上
- 5,000世帯以上
- 1,000件以上

◆幅広い年齢層(10～80歳代)の失業・DV・精神障がい…など様々な生活困窮を支援

◆社会福祉法人(施設)の資源・専門性を活用した支援を展開(孤立防止のための地域の居場所・拠りどころの提供、自立に向けた就労訓練、資格取得支援…など)

⑤非課税相当額を地域福祉のために活用する「地域福祉支援積立金」の取組事例 (千葉県:(福)生活クラブ風の村)

■法人概要

- 名称:社会福祉法人生活クラブ風の村
- 創立年:平成10(1998)年
- 実施事業:経営施設数 訪問介護、デイサービス等27施設
- 取組の定款・事業計画上の位置づけ
 - ①定款への記載:記載していない
 - ②事業報告・計画への記載:記載している

- 取組を実施している施設の概要: 法人内全事業所
- 活動内容
 - 活動開始年:平成22(2010)年4月
 - 活動の対象者:地域福祉、地域づくりのために、自法人が直接行う活動のほか、NPOなど他団体の行う活動
 - 活動の頻度・時間:毎年度単位

■活動実施の背景、実施にいたった理由

- ・平成12(2000)年に社会福祉法が改正され、介護保険制度が施行された。のちの障害者自立支援法の施行と相まって、多くの分野の福祉事業に社会福祉法人以外が参入するようになった時代において、社会福祉法人の役割が問い直されている。
- ・多様な法人が事業を行う分野で社会福祉法人が**原則非課税であることや、課税されずに法人に残ったお金を内部留保することに違和感を持ち、地域社会に貢献していくことこそ社会福祉法人の使命であると考え、地域福祉、地域づくりのためにのみ使用する積立金を設置した。**

■実施内容

- ・前年度の収支差額から、**本来(企業、NPO等であれば)課税されるべき金額を「地域福祉支援積立金」として別建てにし、地域福祉、地域づくりのために活用していく。**
- ・積立金運用規程の整備、運用審査会の設置を行い、運用審査会での審査、理事会での承認を経て、**地域福祉、地域づくりのために行われる活動への助成**を行っている。
- ・**法人内の活動における地域福祉の促進のための活動経費のほか、他団体における地域福祉のための活動に対して助成**を行っている。他団体への助成については、年1回の公募を行い、助成団体を募っている。
- ・また、**東日本大震災の被災地への介護職員等のボランティア派遣、車両の貸与、物資移送等の資金としても活用している。**

■活動効果(利用者や職員、地域などの反応、影響)

- ・法人内の活動については、
 - ①生活クラブ版地域福祉活動計画策定・実行委員会の活動経費(地域のさまざまな問題について、関連団体とともに自分たちに何が出来るかを考え、県・市町村・市町村社協の地域福祉計画と連動した、独自の計画を作成し取り組む活動)
 - ②ユニバーサル就労に係る経費(はたらきたいのにはたらきづらさを抱えている人々を職場に迎え入れ、ともにはたらき、誰もがはたらきやすくはたらきがいのある職場環境を目指す取組)
 - ③地域活動支援センター等の事業費補填(定められている報酬だけでは運営が難しい事業だが、地域に必要とされている事業であるため、運営を継続するために活用)等に活用している。
- ・他団体への助成については、「生活再生支援センター」が設置した多重債務者向けの緊急基金「アリエッティ基金」への助成のほか、2011年より行った公募事業では、1団体上限30万円の助成を5団体へ行っている。また、インフォーマルサービスの創出を目指し、地域の団体と検討する中で立ち上がった4つの新たなインフォーマルサービスへの助成も行った。

■今後の展開

- ・今後も事業の安定をはかり、継続した積立、運用ができるよう取り組んでいきたい。また、この取組は社会福祉法人の非課税分の使途としても有効だと考えており、他の社会福祉法人へもこの取組を薦めていきたいと考えているとしても活用している。

■主な経費や財源及び人員等(年間あたり)

主な経費(支出)	経費概算額	主な財源(収入)	財源概算額
地域福祉支援積立金助成事業	1,500千円	前年度経常収支差額	18,876千円
インフォーマルサービス創設事業助成	1,750千円		
事業費補填	7,800千円		
東日本大震災支援関係費	5,089千円		
ユニバーサル就労経費	2,559千円		
生活クラブ版地域福祉活動計画策定・実行費	178千円		
<合計>	18,876千円	<合計>	18,876千円

- ・取組に係った職員数100名
- ・取組を実施している施設の事業規模2,886,363千円
- ・法人全体の事業規模2,886,363千円

⑥成年後見人等受託事業の取組事例（静岡県：(福)美芳会）

■法人概要

○名称：社会福祉法人美芳会

○創立年：平成8（1996）年

○実施事業：経営施設数 特別養護老人ホーム、通所介護等3施設

○取組の定款・事業計画上の位置づけ

①定款への記載：記載している

②事業報告・計画への記載：記載している

○取組を実施している施設の概要：法人本部

○活動内容

活動開始年：平成21（2009）年10月

活動の対象者：地域の被後見人等

活動の頻度・時間：家庭裁判所から後見人等として選任されて行う活動である。後見活動については、被後見人等の状況から必要に応じた活動である。

■活動実施の背景、実施にいたった理由

- ・ 成年後見制度において、さまざまな福祉的な課題を抱えながら長期的な後見活動が必要なために、親族後見人ではない第三者後見人の需要が高まっている。特に障害等により若年層から成年後見制度を利用する場合は、数十年の後見活動となることが想定される。また後見活動を行っても、被後見人等の資産が少なく後見報酬が低額になると見込まれることもある。このような課題から第三者後見人の受任者が不足している現状である。
- ・ このような背景の中で、**社会福祉法人として後見活動を行うことで、権利擁護や身上監護に関する専門性を持って組織的に継続して役割を担うことができる。**
- ・ 担当する職員個人の業務だけでなく精神的な面も含めて負担を軽減し、職員の業務上または健康上等の問題が発生した場合でも他の職員が対応できることや、担当職員の変更はあったとしても**社会福祉法人によって数十年に及ぶ後見活動ができる。**また後見報酬について**金額によらずに受任して活動できることが、社会福祉法人としてできることである。**被後見人等が抱えるさまざまな福祉的な課題に対応し、**親族や関係機関と共に被後見人等の地域生活の安定を図ることができる**と考え、社会福祉法人として成年後見人等受託事業に取り組むことになった。

■実施内容

- ・ 「社会福祉法人美芳会成年後見人等受託事業実施要領」を策定し、担当する職員や活動方法を規定している。また第三者委員を含む運営協議会を設置し、活動内容を報告して検証していくことで、専門性の高い適正な実施となるよう取り組んでいる。
- ・ 成年後見制度において、家庭裁判所から当法人が成年後見人等として選任されることで、後見活動を開始する。平成23（2011）年度は初めて後見人として選任され、後見活動を行った。
- ・ 被後見人にはすでに第三者の後見人が個人で選任されて活動していたが、被後見人の親族等との対応が困難なために辞任の申立がされていた。家庭裁判所より、当法人が後見人として選任通知を受けて、前任者より引き継ぐ形となった。被後見人にとって必要な後見活動は何か、親族や関係者にとって後見人の役割は何か、十分に検討しながら後見活動を行った。また複数の職員が確認しながら対応することで、役割を明確にして後見活動を行うことができた。

■活動効果（利用者や職員、地域などの反応、影響）

- ・ 後見活動を行う中では、被後見人の限られた資産に応じた身上監護ができるように配慮し、親族や関係者等に対しても後見人の役割を明確にしながら活動してきた。これは社会福祉法人として、権利擁護や身上監護について高い専門性を持って組織的な対応ができた法人後見の効果が非常に大きかったと考えられる。
- ・ これまで当法人の職員は、相談支援業務として必要な方への成年後見制度の利用促進や、介護保険サービスご利用者が被後見人であることで、成年後見制度に携わってきた。その中で当法人が後見活動を行うことで、成年後見制度における後見人等の役割について職員が理解を深める機会となった。
- ・ また金融機関やサービス事業所等では、法人後見についての認識や理解がない状況があった。そのため各事業所等で、法人後見の対応について検討し準備をしていただくことになった。特に金融機関では、窓口取引を行う担当職員の選任手続きを行い、適正な実施に取り組むこととなった。地域の関係機関からは、第三者後見人が不足している中で、さまざまな福祉的な課題を抱える被後見人等にとって、法人後見は先駆的な取組として注目されている。

■今後の展開

- ・ 法人後見では、後見活動を明確にするために法人内で事務手続きを行うので、業務が煩雑になり迅速な対応ができていない課題がある。今後は迅速な対応ができるように、事務手続きや書式の整備など業務の改善に取り組む必要がある。担当する職員については、法人内資格を作ることで質を担保し、適正な後見活動を担当できる職員を増やしていく。職員研修を行い、被後見人が抱える問題に対応する専門性を高めるように取り組みたいと考えている。
- ・ また家庭裁判所や関係機関等と連携して受任件数を増やすことで、適正な後見活動を行い地域生活の安定を図れるように取り組んでいきたいと考えている。

■主な経費や財源及び人員等（年間あたり）

主な経費(支出)	経費概算額	主な財源(収入)	財源概算額
外部運営委員交通費	10,000円	後見報酬	20,000円
<合計>	10,000円	<合計>	20,000円

・取組に係わった職員数5名

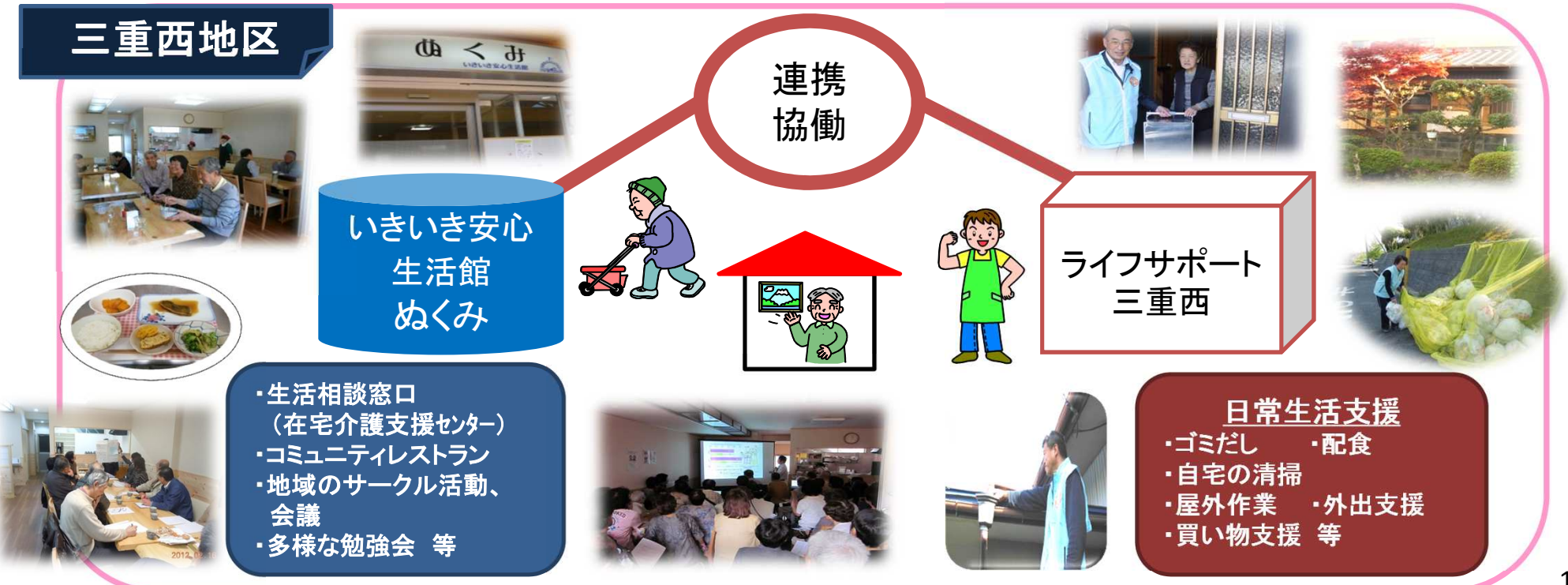
・法人全体の事業規模504,522千円

⑦高齢者生活支援の取組事例（三重県：(福)青山里会）

平成24年4月より大型団地の中心にある商店街の空き店舗を活用して、①総合相談機能 ②食の機能 ③地域住民の集いの場としての機能を併せ持った《孤立化防止拠点》を「社会福祉法人青山里会」が運営。現在、1日に約20名あまりの地域住民の方が利用されている。

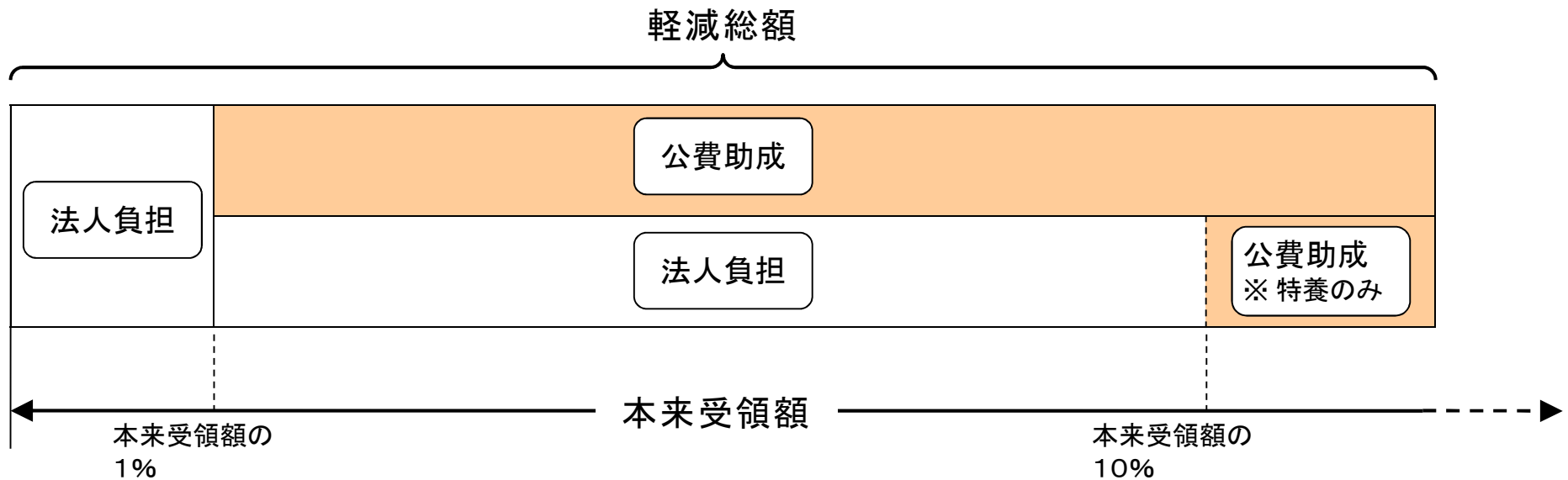
また、その取り組みと連動する形で、地域住民・自治会が主体となって地域完結型の日常生活支援を目的とした会員制組織『ライフサポート三重西』を発足。
H25年3月より65歳以上の高齢者等向けに、地域住民による安価な日常生活支援サービス提供システムとしてスタートしている。

三重西地区



⑧介護保険制度下における生計困難者等に対する利用者負担軽減

- 軽減の対象でない利用者も含めた、事業者が本来受領すべき利用者負担の総額(1割負担、食費、居住費及び宿泊費の合計額)の1%までは、法人が全額を負担
- 1%を超える部分について、1/2を公費により助成 ※ 国1/2、市町村・都道府県1/4ずつ
- 特別養護老人ホームの場合、10%を超える部分はすべて公費により助成



※ 本来受領額・・・軽減対象でない者も含めた全利用者の1割負担、食費、居住費の合計額

	生計困難者	生活保護受給者										
対象者	住民税非課税で、次の要件を満たして市町村が認める者 ①年間収入が150万円以下(世帯員1人ごとに50万円を加算) ②預貯金等が350万円以下(世帯員1人ごとに100万円を加算) ③日常生活に供する資産以外に資産がない ④親族等に扶養されていない ⑤介護保険料を滞納していない	・生活保護受給者 ・介護支援給付受給者(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律)										
軽減対象となる費用	次のサービスに係る1割負担、食費、居住費 訪問介護、夜間対応型訪問介護、通所介護、認知症対応型通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護福祉施設サービス ※ 介護予防サービスがある場合も含む。	次のサービスに係る居住費(従来型個室、ユニット型準個室、ユニット型個室に限る。) 短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス ※ 介護予防サービスがある場合も含む。										
軽減割合	原則 1/4 (老齢福祉年金受給者は 1/2)	全額(補足給付等の支給後の額)										
軽減のイメージ	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">対象サービスに係る 1割負担</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">1/4 軽減</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">食費</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">居住費</td> </tr> </table>	対象サービスに係る 1割負担	1/4 軽減	食費	居住費	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">対象サービスに係る 1割負担</td> <td style="text-align: center;">※ 生活保護</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">食費</td> <td style="text-align: center;">※ 生活保護</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">居住費</td> <td style="text-align: center;">全額軽減</td> </tr> </table>	対象サービスに係る 1割負担	※ 生活保護	食費	※ 生活保護	居住費	全額軽減
対象サービスに係る 1割負担	1/4 軽減											
食費												
居住費												
対象サービスに係る 1割負担	※ 生活保護											
食費	※ 生活保護											
居住費	全額軽減											

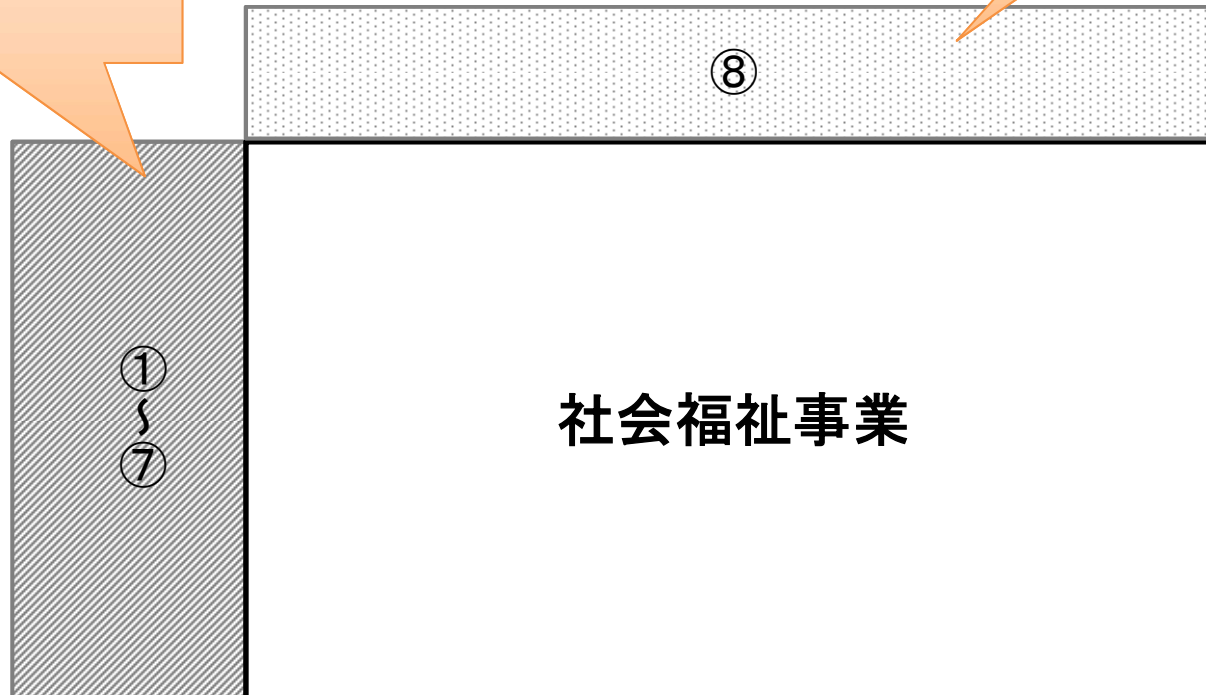
※ 多床室の場合は、居住費も生活保護により負担。

いわゆる「更なる取組」の位置づけを考える視点

2の①～⑧で例示した取組と社会福祉事業との関係は、以下のように整理できるのではないか。

既存の社会福祉事業とは別の**横出し**として行われる取組

既存の社会福祉事業の**上乘せ**として行われる取組



地域を取り巻く環境の変化

従来

地域

社会福祉法人

- ◆ 社会福祉事業を行うことを目的に設立された法人(法第22条)として、行政施策の実施主体として地域への貢献を実施

近隣住民、ボランティア等

- ◆ 地域コミュニティにおいては、『向こう三軒両隣』の考えにより、近隣住民や自治会等の助け合いが実施

現状

地域を取り巻く環境の変化

- ◆ 近年の経済・雇用情勢の変化に伴い、住まい方(高齢者のみ世帯や核家族化)の変化や雇用形態の多様化による新たな地域ニーズの発生
- ◆ 地域により事情は異なるものの、過疎化・核家族化や住民同士の繋がりの希薄化の進行など、従前の地域コミュニティにおける担い手が大幅に不足

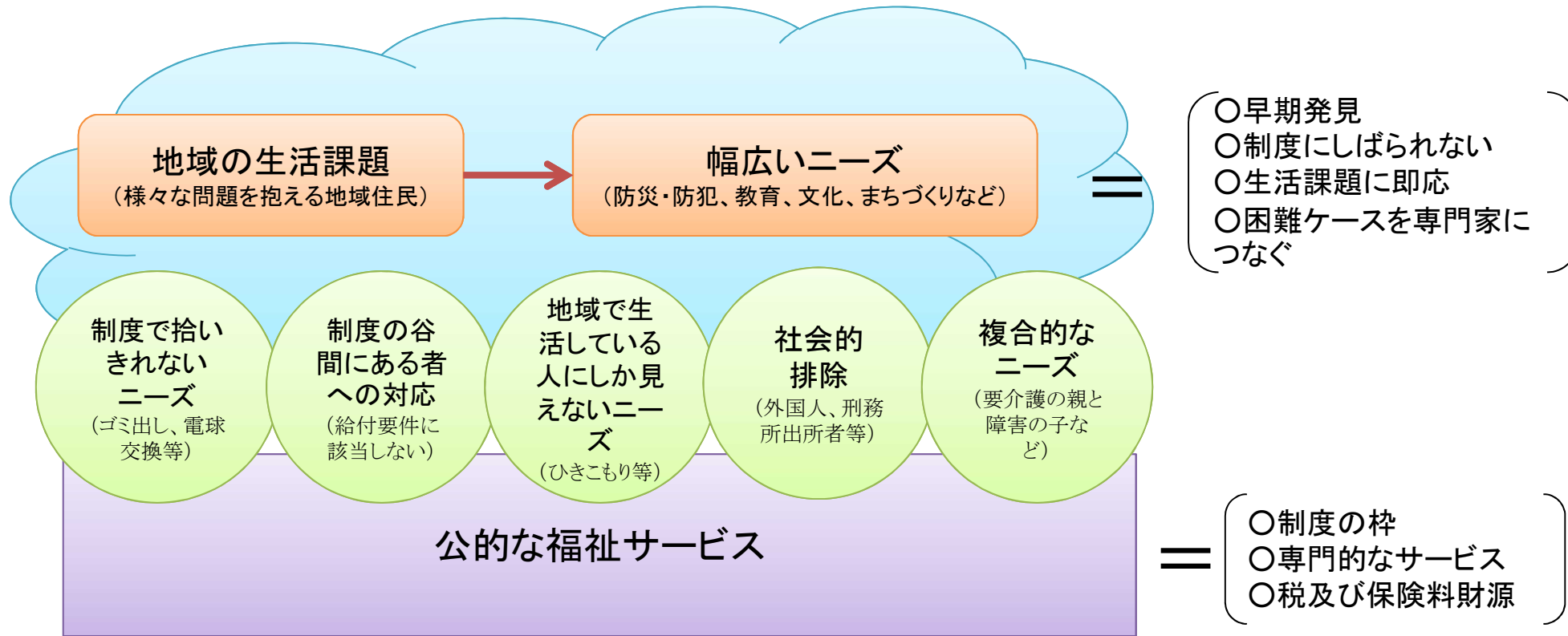
今後

社会福祉法人

これまで実施してきている社会福祉事業にプラスONEへの積極的な取組&参入が期待される

近隣住民等

地域における「新たな支え合い」の考え方



【具体例】

- 生活困窮者に対する支援事業の実施
生活困窮者支援制度に基づく支援事業、ネットカフェ難民、ひきこもり者、発達障害を持つ者への支援等
- 高齢者に対する支援事業の実施
地域包括ケアシステムにおける取組(高齢者の見守りなどの生活支援)、認知症高齢者等の権利擁護事業、住居の支援、低所得者への支援等
- その他
災害時等における要援護者支援、制度の隙間を埋める助け合い事業、へき地等におけるサービス提供、刑務所出所者への福祉的支援、福祉サービスの最後のセーフティネット(他主体が行っていたが継続できなくなった事業の承継)

3. 現在の社会福祉法人が行う事業類型 と「更なる取組」との関係

「社会福祉を目的とする事業」と社会福祉事業①

旧社会福祉事業法：社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保が目的

社会福祉法 第1条（目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

社会福祉事業

- ・ 社会福祉を目的とする事業の中核
- ・ 国民生活に与える影響が特に大きい

公明かつ適正な実施の確保

- ・ 事業の担い手としての「社会福祉法人」
- ・ 社会福祉事業に対する助成と規制

社会福祉を目的とする事業

- ・ 地域社会の一員として自立した日常生活を営むことを支援する事業
- ・ 福祉サービスに対する利用者の信頼が保持されながら発達する必要

健全な発達

- ・ 様々な主体が担い手
- ・ 事業経営者への支援を通じた自主的な発展

「社会福祉を目的とする事業」と社会福祉事業②

社会福祉を目的とする事業

○ 地域社会の一員として自立した日常生活を営むことを支援する事業

- ・ 経営主体等の規制なし、最小限の行政の関与
(例) 社会福祉事業従事者の養成施設の経営、給食・入浴サービス

社会福祉事業

○ 社会福祉を目的とする事業のうち、規制と助成を通じて公明かつ適正な実施の確保が図られなければならないものとして、法律上列举

- ・ 経営主体等の規制あり
- ・ 都道府県知事等による指導監督
- ・ 第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業
(例) 第一種：養護老人ホーム、児童養護施設、障害者支援施設等の経営
第二種：保育所の経営、ホームヘルプ、デイサービス、相談事業

社会福祉に関する活動

○ 必ずしも反復的・継続的に行われるものではない

- ・ 特段の規制なし
- ・ ボランティアなど、個人や団体による任意の活動
(住民参加)

社会福祉事業として位置付けられるためのメルクマール

社会福祉事業については、法律上の定義がなく、具体的事業を限定列挙することによりその範囲が定められているが、次のような要素を総合的に勘案して社会福祉事業に位置付けるかどうかを判断してきたところである。

- ① 利用者が日常生活を送る上で欠くことのできないサービスであること
- ② サービスの安定的な供給を確保するためには、公的助成を通じた事業の普及、育成が必要であること
- ③ 利用者への影響が大きいため、サービスの質の確保のために公的規制が必要であること
- ④ 規制の対象とすることにより、ボランティアなどによる自由な活動を通じた事業の発展を妨げないこと
- ⑤ 一般的に提供されている同種のサービスとの明確な区分が可能であること

(「第15回中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会」資料より)

※ なお、社会福祉事業は、その財源に注目して次のように分類することができる。

- **税**：生活保護、措置等行政処分など行政からの委託費による事業等
- **保険**：介護保険に基づく事業、障害者総合支援法による事業
- **自主財源(募金等)**：無料低額な料金で診療を行う事業、宿所提供施設事業等

法律上想定されている事業の類型

社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り公益事業や、その収益を社会福祉事業または公益事業に充てるための収益事業を行うことができる。

社会福祉事業(第2条)		公益事業(第26条)	収益事業(第26条)
個別法に規定する事業	左記以外の事業 (個別法の規定なし)	社会福祉の増進に 資する事業 (所轄庁の定款認可)	その収益を社会福祉事業 若しくは一定の公益事業の 充てる事業 (所轄庁の定款認可)
(例) ・生活保護法 (救護、更生施設など) ・児童福祉法 (乳児院、障害児通所支援事業 など) ・母子及び寡婦福祉法 (母子福祉施設など) ・老人福祉法 (特養、養護、軽費、デイサービス、 ショートステイなど) ・介護保険法(無低老健) ・障害者総合支援法 (障害者支援施設、障害福祉 サービス事業など) ・身体障害者福祉法 (身障者生活訓練等事業など) ・知的障害者福祉法 (更生相談事業など) ・売春防止法 (婦人保護施設) など	(例) ・授産施設経営事業 ・生計困難者向け事業(無低 資金融通事業、物品・金銭 生活相談事業、無低簡易 住宅貸付・宿泊所利用事業、 無低診療事業) ・隣保事業 ・福祉サービス利用援助事 業 ・連絡助成事業 など	(例) ・行政やサービス事業者等と の連絡調整事業 ・入浴等事業 ・子育て支援事業 ・社会福祉人材育成確保事業 ・ボランティア育成事業 など	(例) ・貸ビルの経営 ・駐車場の経営 ・公共的な施設内の売店の経営 など

公益事業と収益事業に関する具体的運用

公益事業

- ◆ 社会福祉法人は、社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業を行うことができるが、社会福祉事業に対し、従たる地位である必要
- ◆ 社会福祉法人の収益を充てることのできる公益事業とは、社会福祉事業と密接な関連を有する事業かつ当該事業実施により社会福祉の増進に資する事業

- ・ 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業
- ・ 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等（以下「入浴等」という。）を支援する事業
- ・ 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業
- ・ 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業
- ・ 入所施設からの退院・退所を支援する事業
- ・ 子育て支援に関する事業
- ・ 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業
- ・ ボランティアの育成に関する事業
- ・ 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）
- ・ 社会福祉に関する調査研究等

（社会福祉法人審査基準に公益事業として例示）

- ・ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第4項第4号に掲げる事業（いわゆる事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業）
- ・ 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設を運営する事業又は地域支援事業を市町村から受託して実施する事業
- ・ 有料老人ホームを運営する事業
- ・ 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等の経営する事業
- ・ 公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業

（社会福祉法人審査要領に公益事業として例示）

収益事業

- ◆ 収益事業とは、その収益を社会福祉事業若しくは一定の公益事業の経営に充てることを目的とする事業

地域から期待される「更なる取組」にかかる論点

1. 社会福祉法人の使命・役割に照らし、「更なる取組」とは、どのようなものであるべきか。

- 社会福祉法人が地域において果たすべき役割は何か。
- 「更なる取組」はどのような福祉需要に対応するべきか。福祉需要をどのように把握していくのか。
- 「更なる取組」として位置づけられるための要件は何か。
- 既存の事業体系(社会福祉事業、公益事業、収益事業)との関係をどう考えるか。

2. どのようにすれば「更なる取組」が幅広く実施されるようになるか。

- 現在、「更なる取組」が広がらない障壁が存在しているか。
- 幅広く実施されるようになるための方策として、どのようなものが考えられるか。(制度的な位置づけ、促進策など)。